

税理士法人サム・ライズ
料金後納郵便
 お客様と共に
 走り続けるパートナー
ゆうメール

～ご縁をいただいた、あなたにお届けする～
おしどり通信
 April 2021 公士郎版 Vol.35




子 供の頃から、桜が好きな林公士郎（こうじろう）です。4月と言えば花の季節です。最近、散歩して気が付いたのですが春の花は一気に咲き一気に散りますねえ!!なので綺麗で目立つんですねえ～皆様もお見逃さないように(笑)。



公士郎&垂由美 おしどり夫婦の
開業・結婚 25年目のお祝い

2021年は、色々な節目の年で色々な記念の年となります。父が開業して40年、私が税理士として開業して25年、更に結婚25年の銀婚式を迎えることが出来ました。それを記念して結婚式を挙げた川越プリンスホテルでは近すぎるのでThe Prince Gallery Tokyo Kioichoに2泊してきました。



まずは1泊目のお部屋に到着するとバススタオル鶴がお出迎え。おお～何と綺麗なんだあ～!!感動しました。また、そこにはスタッフ

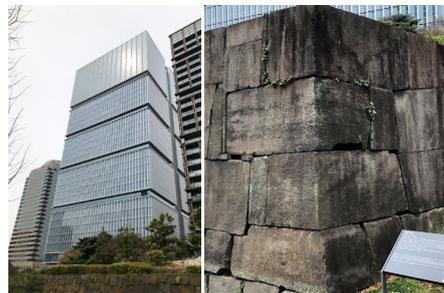
同さんからお祝いのメッセージカードが。私は、これで感動2倍2倍(高見山)(笑)昔の丸八真綿のCM分かんないだろなあ～(笑)。流石!!プリンスホテルおもてなし最高です!!また34階なので東京一望、部屋からスカイツリーと東京タワーが見えます。高い所が好きな私はテンション上がりばなし(笑)。

写真左がスカイツリー、右が東京タワー。34階の私たちの部屋から見渡せる景色は、東京の名所が賢沢に見渡せます。



そして夕方から夜景を見ながらラウンジでお酒を、ゲストに昔、サム・ライズに勤務していたかみさん同級生の長井さんと20年振りに再開。久しぶりに話も弾み楽しかったのですが…何故か治療している歯がかけてしまったので次の日の朝、歯の治療の為だけに川越に帰りました(笑)。更に紀尾井町に戻る電車、久しぶりの貸し切り。「わあいわあい!去年は5回体験したが今年初めて」と喜ぶ公士郎でした(笑)。

少しチェックインまで時間があつたので紀尾井町をウォーキング。ホテルの全景を撮影していると城の門の様なものが目に入る。何だろうと



赤坂門跡へ。城好きの私にはこれまた、たまりません!!

そして、昨晚から気になっていた建物があるので見に行くと衆議院議長の御家で隣は参議院議長の御家。この辺は政治の中心、永田町、警視庁の職員がいるわ。次が自民党本部。参議院宿舍1号2号、衆議院宿舍1号2号、国会議事堂(小学校5年生以来)。最後に総理官邸、警視庁職員多く写真は撮りませんでした。

総理官邸前で一人の男が拡声器持って「PCR検査の陽性者はコロナ感染者ではない!いい加減な事言うなあ!早く緊急事態宣言を解除せよ」と演説している。勇気あるなこの人。言っている事は前半は正解、後半は惜しいが他の要因あり。特別に書きますが、ワクチン接種は控えた方がよいでしょう。厚生労働省のHPにも劇薬と書いてありますので…。

しかし、永田町見学して立派な箱物に税金の無駄遣いだなあ～と強く思いました!!

2日目のチェックイン!

本日も武道館や東京ドームが一望です。よくこの辺りに通勤・通学しました(泣)。



ホテル内で確定申告書のチェックとZOOMでMTG。そしてラウンジでケーキの盛り合わせをいただきます。昨日、私の歯の詰め物を取り、更に歯を欠いたのは右のお菓子です!でも気を付けながら2日連続でいただきました!!



夜もラウンジで飲み幸せな2泊でした。次の朝とどめのサービスでデザートのは言うまでもありません。あ～ヤバイ2人の写真撮ってもらうの忘れた(笑)。



OSHIDORI STAFF 通信

Staff Monthly Column No.33 By Haruka Omi



私の部屋シリーズ
第33話

尾身はる香編

こんにちは！メイキット尾身です。新生活の4月号担当で光栄です!!と思ったら、私去年の4月号も担当してました(笑)。1年ってあっという間です。あ！過去のおしどり通信はサム・ライズのHPから遡って見る事が出来るんですよ！ぜひ、時間のある時に覗いてみてくださいね★



泣き笑いの5年間
娘の成長、ママの涙……

さてさて、今まであまり発信してこなかったんですが、私には娘が2人おります。そして、先日次女が保育園を無事卒園しました。姉妹合わせて約8年間の保育園生活。最後はコロナ禍での卒対役員だったので、バツバツしているうちにあっという間に卒園してました(笑)。



園生活では、保護者会長を務めさせていただいた年もあり、クラスの仲がとても良かったのでみんなで色々な思い出を作れて幸せな時間を過ごせたと思います。過去の写真を見返すと次女在籍5年のうち、入園してから丸4年は毎朝大泣きして玄関から



脱走・捕獲する、というルーティンを繰り返していた我が子。ラスト1年はしっかりお姉さんに成長し笑顔で登園していた事等思い出が蘇り、ウルウルしちゃいます。

さー、4月からは新5年生・新1年生！きっと卒業までもあっという間なんだろうな～。一つ一つの出来事を大切にしていきたいと強く思います！



私のコレクション♥C-1

話は変わりますが、皆さん何かコレクションする程好きなものはありますか？私は何ととっても、ご存じ飛行機好きですが特に航空自衛隊のC-1輸送機が好きです。我が家の冷蔵庫には沢山の飛行機が羽田空港に着陸する航路で張り付いています。軍用機なのに羽田着(笑)。元々私は航空業界に居たこともあり、ここは細かく位置付け。自己満です(笑)。



話は戻りまして、C-1は正面から見た顔がなんともかわいくてたまりません。ドラマ「空飛ぶ広報室」にも出てましたよ～。関東圏なら是非ともアクセスのいい入間の航空祭で陸上自衛隊空挺部隊による降下展示をご覧いただきたい！毎年11月の文化の日に開催され、当日は松島基地所属のブルーインパルスを見ることも出来ます。

去年はコロナで航空祭は中止となり、おそらく今年も難しいとは思いますが(;ω;)いつか再開したときにはぜひ現地でお会いしましょう！私の影響で飛行機好きになった娘達が各自双眼鏡を持って空を見上げている姿に、きっと笑ってしまうと思います(笑)。

2021 開催中!

大倒産時代だからこそ
キャッシュを増やす経営を

WEB

キャッシュを
増やす塾

会社のキャッシュを増やすノウハウを学べ、
毎回課題を実践することで
自社のキャッシュが増える

いろいろな業種の経営者と、
意見交換や交流ができる！

塾の様子を
公開中!

対象者

自社のキャッシュを増やすため、課題を実践していきたい経営者



曾根康正
SMCグループ
代表



林亜由美
未来会計法人メイキット
代表取締役

共同企画

中小企業経営者のための実践塾

&

これから起業を考えている方も大歓迎!

特徴	キャッシュ戦略	課題認識が強くなる	競争意識が持てる	刺激的な交流
健全な資金調達方法、キャッシュフロー経営、キャッシュ戦略が学べる	共通のテーマによる課題の抽出とディスカッションにより、課題の深堀りができる	他の経営者と一緒にキャッシュを増やしていくので、競争意識が持てる	キャッシュ増加の目的を持った塾の仲間から刺激を受け、行動を持続できる	

2021
開催日程

5/13【木】 7/22【木】

9/16【木】 11/11【木】

全日程 14:00 スタート



詳細・お申込はWEBにて

※右記QRコードよりお申し込み下さい
<https://www.smc-g.co.jp/all-seminar/manage-seminar/11999/>

April
2021

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット株式会社

事務所通信

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。コロナ禍ではありますが、心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2021年4月号

- 変わる賃上げ税制
～投資不要、新規顧客のみで判断
中小企業向けは要件が簡素に～
- 業務災害にもなりうる
新型コロナウイルスへの感染
- 初任給の改定状況
- 最新データでみる
攻めの補助金の新登場
事業再構築補助金
- 小笠原編集長
『今月はコレについて語ろう！』

経営理念

「永続的发展を支援し、縁あるすべての人を元気に」

税務情報 2021年4月号

変わる賃上げ税制

～ 投資不要、新規雇用のみで判断
中小企業向けは要件が簡素に ～

賃上げ促進を図るため設けられている税制上の優遇措置が、令和3年度税制改正により改正されます。この改正の概要を、令和3年2月15日現在公表されている情報※をもとに確認しましょう。

イ) 発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除く。以下同じ）の総数又は総額の**2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人**

ロ) 発行済株式又は出資の総数又は総額の**3分の2以上を複数の大規模法人に所有されている法人**

なお、適用除外事業者とは、前3事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいいます。

賃上げ特典となる税制優遇措置

青色申告書を提出している事業者が賃上げ等を行った場合に、その賃上げの一部を税額控除できる優遇措置があります。ただし、その事業者が中小企業者等か否かで、適用できる制度は異なります。

	適用できる優遇制度
中小企業者等以外	● 賃上げ税制（人材確保等促進税制）
中小企業者等	● 賃上げ税制（人材確保等促進税制）★ ● 所得拡大促進税制★

★重複適用不可

生まれ変わる『賃上げ税制』

1. 従来の『賃上げ税制』

賃上げ税制の主な適用要件として、右の2つがあります。

- ✓ 賃上げ要件
- ✓ 国内設備投資要件

これらの要件をすべて満たした場合に、税額控除が適用できます。また、教育訓練費の増加に応じた上乗せもあります。

中小企業者等とは

中小企業者等とは、中小企業者及び農業協同組合等を指します。この場合の“中小企業者”とは、次に掲げる事業者（適用除外事業者を除く）をいいます。

- ① 資本金若しくは出資金の額が**1億円以下**の法人
- ② 資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時使用する**従業員数が1,000人以下**の法人
- ③ 常時使用する**従業員数が1,000人以下**の個人

ただし上記①のうち次のいずれかに該当する法人は、“中小企業者”に該当しません。



経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/mai/n/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

2. 改正後の『人材確保等促進税制』

改正後は、国内設備投資要件を撤廃した上で、人材育成への投資特典としての教育訓練費の上乗せはそのままに、**新卒・中途採用による外部人材の獲得をメイン**とした『人材確保等促進税制』へと生まれ変わります。

【通常要件】
新規雇用者（新卒・中途）給与等支給額
 が前年度より**2%以上増加**

【措置内容】
 ✓ **新規雇用者給与等支給額（※）の15%**
 を税額控除
※ 雇用者給与等支給額の増加額が上限

【上乗せ要件】
教育訓練費
 が前年度より**20%以上増加**

【措置内容】
 ✓ **控除率を5%上乗せ**
（控除上限は、法人税額の20%）

※ 税額控除の対象となる給与等支給額は、雇用保険の一般被保険者に限られない

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

中小企業向けの『所得拡大促進税制』

1. 従来の『所得拡大促進税制』

中小企業者等が適用できる『所得拡大促進税制』は、『賃上げ税制』とは異なり“賃上げ”の要件のみですが、右上のように2つあります。

- ✓ **継続雇用者の賃上げ要件**
- ✓ **全体の賃上げ要件**

これらの要件をすべて満たした場合の税額控除は、全体の賃上げ（増加額）がベースです。また、『賃上げ税制』と同様、上乗せ措置はありますが、この場合の要件は『賃上げ税制』と異なり、教育訓練費の増加以外にも

要件があります。

【通常要件①】
継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上

かつ

【通常要件②】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**15%**を税額控除

【上乗せ要件】
継続雇用者給与等支給額が前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと
 I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**25%**を税額控除
※控除上限は、法人税額の20%

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

2. 改正後の『所得拡大促進税制』

改正により簡素化され、賃上げ要件として求められる値は“**全体**”のみとされました。

【通常要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**15%**を税額控除

【上乗せ要件】
給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと
 I. 教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 II. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

【措置内容】
 ✓ 給与等支給総額の増加額の**25%**を税額控除
※控除上限は、法人税額の20%

経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

いずれの改正も、令和3年4月1日以降開始事業年度（個人（所得税）は令和4年分）から適用開始となります。

（※）経済産業省HP「令和3年度 経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pdf/zeisei.pdf

Roumu

労務情報 2021年4月号

業務災害にもなりうる 新型コロナウイルスへの感染

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大が続く中、業務中に新型コロナに感染する事例が見受けられます。このような場合は、業務災害として労災保険の給付の対象となります。ここでは労災認定の事例を取り上げるとともに、業務災害として休業が発生したときに提出が必要な労働者死傷病報告について確認します。

□ 労災請求件数

厚生労働省が公表している新型コロナに関する労災請求件数は、2021年2月12日現在で4,640件あり、そのうち支給決定が2,132件となっています。

これを業種別で確認すると、8割近くが医療従事者等の請求となっているものの、その他の業種でも請求が行われています。

厚生労働省が挙げている労災認定事例では、飲食店店員について以下のような判断により、支給決定されています。

このように、状況によっては医療従事者等以外であっても、新型コロナの感染が業務災害として認められることがあります。

□ 労働者死傷病報告の提出

業務災害により休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要です。業務中に新型コロナに感染・発症して休業した場合でも同様であり、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に提出する必要があります。

この際、労働者死傷病報告（様式第23号）の傷病名には

新型コロナウイルス感染による肺炎

と記入し、「災害の発生状況及び原因」欄には、感染から発症までの経緯を簡潔に記入します。なお、発生日時は陽性判定日ではなく、**傷病の症状が現れた日付を記入**します。

【認定事例】

飲食店店員のAさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Aさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、Aさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

会社で感染対策を十分に行っていても、特に不特定多数の人と関わるような業務では、新型コロナに感染する可能性があります。新型コロナの感染者が発生した際には、会社としても感染原因、感染経路、発症日、症状等を明確に把握するとともに、必要に応じて、業務災害としての申請を行う必要があります。

経営情報 2021年4月号

Keiei

初任給の改定状況

2019年以前は人手不足の状態が続き、新卒採用が増え、初任給も増加する傾向にありました。しかし2020年以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、雇用環境は変化しました。ここでは2020年の初任給の改定状況をみていきます。

2020年の新卒採用状況

人事院が2020年10月に発表した調査結果※から、2020年の新規学卒者（以下、新卒）の採用状況をみると、新卒採用を行った割合は、回答企業全体では大学卒が51.5%、高校卒が32.8%となりました。また、企業規模が大きくなると、新卒採用を行った割合が高くなる傾向がみられます。

改定状況は据置きが66.4%

新卒採用企業における大学卒の初任給の改定状況をまとめると、下グラフのとおりです。

規模計（回答企業全体）では、増額が32.9%、据置きが66.4%、減額が0.7%となりました。据置きとする割合が60%以上を占めています。企業規模が小さくなるにつれて、据置きの割合が高くなっています。

初任給の増減率は3%未満に

調査対象職種から、大学卒事務員の平均初任給月額をまとめると、下表のとおりです。

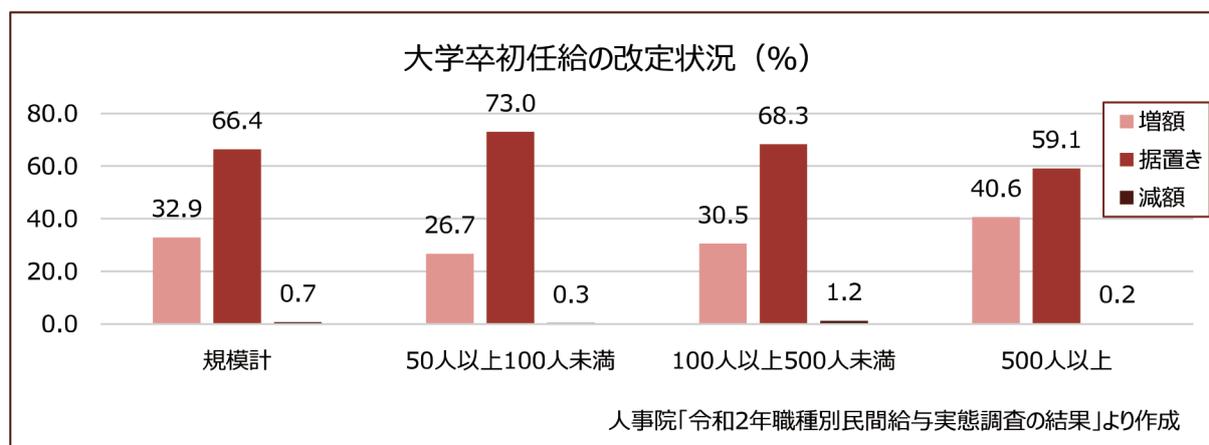
2020年の大学卒事務員の平均初任給月額と増減率（円、%）

	平均初任給月額	増減率
規模計	204,584	1.5
500人以上	209,240	2.5
100人以上500人未満	201,402	0.8
50人以上100人未満	196,338	-0.0

人事院「令和2年職種別民間給与実態調査の結果」より作成

50人以上100人未満以外は20万円を超えています。2019年からの増減率では、50人以上100人未満以外はプラスになりました。

コロナ禍にある2021年は、2020年以上に据置きや減額となる割合が高まることも考えられます。



※人事院「令和2年職種別民間給与実態調査の結果」

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所を対象にした調査です。令和2年（2020年）は無作為に抽出した11,970事業所を対象に行われました。初任給の調査対象職種は、新卒事務員、新卒技術者、新卒研究者などとなっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。 https://www.jinji.go.jp/kyuuyo/minn/minnhp/minR02_index.html

Keiei

経営情報 2021年4月号

打倒コロナ！ 攻めの補助金が新登場 事業再構築補助金

第3次補正予算の中で特に目を引くのが、1兆円超の巨額予算が投じられる「中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）」。

これまでのコロナ対策関連の補助金等は、主に事業の継続や雇用の維持を目的としたものでしたが、今回はこれらとは違い、次へ進むための補助金です。変化に対応し思い切った挑戦を試みる企業を、力強く後押ししてくれます。

補助額は1社あたり100万～1億円

対象は、①コロナで売上が減少し、②事業計画を立てて取り組み、③一定の目標を達成する中小企業等。小規模事業者や個人事業主も対象です。具体的な要件は次の通りです。

●対象となる中小企業等

- ① 申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月（連続でなくてもよい）の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少
- ② 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- ③ 3～5年で付加価値額の年平均3.0%（一部5.0%）以上か、従業員一人あたり付加価値額の年平均3.0%（一部5.0%）以上増加を達成

●例えばこんな場合に…

飲食業	居酒屋経営	オンライン専用の注文サービスを新たに開始
	喫茶店経営	飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼菓子のテイクアウト販売を実施
製造業	半導体製造装置部品製造	半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始
	伝統工芸品製造	百貨店での売上激減により、ECサイト（オンライン上）での販売を開始
運輸業	タクシー事業	新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得して宅配サービスを開始

サービス業	高齢者向けデイサービス	一部事業を他社に譲渡。別の事業を買収し、病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始
情報処理業	画像処理サービス	映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向け診断サービスを開始

●補助額と補助率

まずは通常枠が、そして無事ステップアップを果たした事業者には、卒業枠やグローバルV字回復枠が用意されています。

補助額と補助率		補助額	補助率
中小企業	通常枠	100万円～6,000万円	2/3
	卒業枠	6,000万円超～1億円	2/3
中堅企業	通常枠	100万円～8,000万円	1/2（4,000万超は1/3）
	グローバルV字回復枠	8,000万円超～1億円	1/2

この他、緊急事態宣言特別枠もあります。

電子申請用のID取得が先決

電子申請での受付となり、**GビズID**が必要です。GビズIDができるまでには2～3週間ほどかかるため、申請をお考えの場合は、事前に取得しておかれるとよいでしょう。

GビズID : <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

参考：経済産業省「事業再構築補助金」 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyosai_koutiku/index.html
ご紹介した内容は、2021年2月17日時点の公表情報をもとに作成しています。最新の情報は上記URLにてご確認ください。

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょう。

2021年4月	お仕事備忘録
○	1. 所得税、贈与税等の申告納付期限の延長
○	2. 36協定届の様式と本社一括届出の取扱い変更
○	3. 改正高年齢者雇用安定法の施行（70歳までの就業機会確保の努力義務化）
○	4. 賞与支払届・算定基礎届の総括表廃止
○	5. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
○	6. 社会保険料率等の変更
○	7. 労働者名簿の調製

1. 所得税、贈与税等の申告納付期限の延長

令和2年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告・納付は、1月の緊急事態宣言の発令に伴い、4月15日まで延長されました。

また、所得税の確定申告の振替日、個人事業者の消費税の振替日も、それぞれ5月31日、5月24日に延長されています。

2. 36協定届の様式と本社一括届出の取扱い変更

4月から36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）の様式が新しくなります。3月末からは、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。

3. 改正高年齢者雇用安定法の施行（70歳までの就業機会確保の努力義務化）

4月より、従来の65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業機会を確保するため、定年引上げや継続雇用制度導入などの「高年齢者就業確保措置」を講ずることが努力義務になります。

4. 賞与支払届・算定基礎届の総括表廃止

4月1日以降、社会保険の賞与支払届や算定基礎届に添付する総括表が廃止されます。これに伴い、賞与を支給とする際は、新たに「健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書」により届け出ることになります。

5. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

6. 社会保険料率等の変更

令和3年度の雇用保険料率は令和2年度より変更はありません。健康保険料率、介護保険料率は3月分（4月納付分）から変更となります。

7. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。



取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	木	先負	
2	金	仏滅	
3	土	大安	
4	日	赤口	清明
5	月	先勝	
6	火	友引	
7	水	先負	
8	木	仏滅	
9	金	大安	
10	土	赤口	
11	日	先勝	
12	月	先負	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分）
13	火	仏滅	
14	水	大安	
15	木	赤口	●申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付（緊急事態宣言により、3月より期限延長） ●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	金	先勝	
17	土	友引	
18	日	先負	
19	月	仏滅	○所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）は、緊急事態宣言発令に伴い、2021年5月31日（月）に延長されました。
20	火	大安	穀雨
21	水	赤口	
22	木	先勝	
23	金	友引	○個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）は、緊急事態宣言発令に伴い、2021年5月24日（月）に延長されました。
24	土	先負	
25	日	仏滅	
26	月	大安	
27	火	赤口	
28	水	先勝	
29	木	友引	昭和の日
30	金	先負	●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告）

小笠原
編集長の

VOICE OF ALL STAFF

今月はコレについて語ろう！



春です！春の色は？と聞かれると皆さんは何色を思い浮かべますか？パステルカラーの黄色やピンク等かな？と思います。街には色鮮やかなスプリングコートを身にまとった女性もいて華やかな季節です。そして桜や蝶などもひらひらと舞い、気温もちょうどよく、本当に春はよいですね♪…しかし!!花粉症の人にはとお～つてもつらい時期でもあります。みなさんは花粉症ですか？事務所スタッフもほとんどの人が花粉症です。ティッシュの消費もはやい(笑)。国民の半数以上が花粉症なのでは？と思いますが、劇的に治るまたは、花粉症にならない特効薬は無いものですかね？？誰か良い情報があれば教えてくださいな!!!

4月のお題

税理士法人サム・ライズはこんな事務所です！

(あんな人がいたり～ こんな人がいたり～ (*´艸`)ウワ)



石田 香
Kaori Ishida

メリハリのある会社です！オンとオフの切り替えがハッキリとしていて、仕事をする時は無表情でパソコンに没頭する社員たち。←テレワークが浸透してからはさらに集中力が増しました。しかし外の食事会になると、どこの団体よりも目立ってしまう声の大きさ、絶えない笑い声、時には涙を流す人、、、この人たちは税理士の専門家集団なのか？と思わせる位のうるさい集団になります。そのため、小さめの貸切りのお店は最高です！そして、大食いなのもサムライズ文化です。「大盛無料」と書かれていたら、「じゃ大盛で」という会話になります(笑)



小笠原 恵美
Emi Ogasawara

サム・ライズは女性が強い！！全てにおいて(笑) 普段の仕事～お酒にいたる迄全部です！そして、全員声大きい！！食事に行って店員に何度注意されたことやら…。しかし、仕事中はみんな黙々と仕事し、私語もほとんどありません。但し、独り言は多い。※私が一番かな？？そして、楽しむときはとことん楽しみます♪でも最近は飲み会もコロナの影響でなくなり、在宅などでみんなに会えないのが寂しいです。寂しいのでZoom越しにみんなの横顔やオデコを見つめています♡



瀬川 舞子
Maiko Segawa

サム・ライズはオンとオフがしっかりしていて、チームワークがとても良い事務所だと思います！コロナ過ではありますが、もともとリモートワークが出来る環境を取り入れてくれているので大きな混乱もなく、色々なツールを使い分けてそれぞれ連絡を取り合っただけで業務を行っています。勤務中はzoomで繋がっていることもあり、お互い顔を見てお仕事ができるのはとても近くに感じる事が出来て良いですね♪この期間でより一層チームワークがパワーアップしたのではないのでしょうか(^^)/



東海林 将斗
Masato Shoji

最近ではコロナではなく東京五輪の組織委員会の会長の辞任や新会長の就任等がテレビや新聞で取り上げられていました。更に組織委員会の女性比率などが問題視されておりました。そんな中、税理士法人サムライズの男女比は大体2:8となっております。日本の職場における男女比率は6:4と言われておりますので、結構珍しいのだと思います。そんなサムライズですが現在、在宅勤務と事務所勤務を交代で行っております。在宅でも作業できる環境があるのはとてもありがたいです。



尾身 はる香
Haruka Omi

距離は関係ないチームワークと切替力が長けていると思います。弊社はコロナ禍になる前から在宅で働くスタッフが多く、こまめに連絡を取り合ったり、時にはZoomでコミュニケーションを取っています。川越のサムライズメンバーとは年に数回しか会えない現状でももちろん寂しいですが、仕事において不便に感じる事はあまりありません！各自よく周りを見てお互いにフォローし合う体制が自然と出来ています。オンオフがしっかりしているからびっくりする程の無表情で集中している時や、涙が出る程大笑いする時も(笑)各瞬間を充実させていることは間違いないと思います！



中西 亮子
Ryoko Nakanishi

私が一緒に仕事をしているサムライズメンバーは殆どが女性です。(計算してみると女性割合なんと85%以上でした！)多様な働き方を応援するサムライズならではの感じますね。皆さん子育て・家事と仕事を両立頑張っています。小笠原編集長はじめ、明るく楽しい方が多いのもサムライズらしく、アメブロを一読して頂けるとその面白さを分かって頂けると思います！サムライズのブログ、是非一度ご覧になって下さい(^^♪そんな面白いメンバーですが仕事はきちっとやる時はやる！頼りになる方達です！



山口 尋子
Hiroko Yamaguchi

働く前の私の完全在宅スタッフのイメージは、完全にアウェイな下請けさんのイメージでした。が、実際に働いてみると、サムライズの皆様はチームワークが素晴らしく、様々なツールで密に連絡を取り合い、時差もある完全在宅な私も、しっかりチームの一員として働く事が出来ています。お互いの事を細かく思いやっがかつ柔軟です。以前は、日本が恋しくホームシックになることが多かったのですが、働き始めてから、チームワークを大事にするサムライズメンバーのおかげで心が安定しています♪



清水 有美
Yumi Shimizu

今月より参加させていただく真面目な取り柄の清水です。このおしどり通信を毎月楽しみに愛読していました。まさか参加するとは。(笑) よろしくお願いたします！さて、私は、在宅で働いているため、皆さんと直接お会いできていないのです…。連絡は、主にチャットワークでしているのですが、皆さんレスが気持ちいいぐらいに早い！いいタイミング！丁寧！そしていつも感謝の一文が！！その言葉で、頑張っています。そんな素敵なスタッフがいる税理士事務所だと思います！コロナがおさまったら皆さんに会いに行きたいです♪

SOME・RIZE & MAKEIT HISTORY

📷 思い出のこの一枚

A PHOTO OF MEMORIES



今月の一枚

25年前、幸せ絶頂の二人(笑)
初めての夫婦共同作業、ケーキ
入刀も終わりました♥

by 公士郎

今月も最後までお読み頂きありがとうございました。

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット株式会社

次号も
お楽しみに



☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご縁をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただけるととても喜ぶます☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町 1-2-13 川建ビル 2F A TEL: 049-249-0222 FAX: 049-249-0220

e-mail: ayumi-hayashi@some-rize.net URL: <https://some-rize.jp/> 発行編集責任者：林 亜由美